

輸入植物検疫の対象とする病害虫の範囲について (「輸入植物検疫制度に関する意見・情報交換会」まとめ)

平成22年7月26日

考え方の原則

1. 我が国植物検疫の強化の必要

輸入植物の種類や輸出国の増加などに伴い国内未発生 of 病害虫が侵入する危険性が増大している。その危険から我が国の農林業を守るため、現行の輸入植物検疫の方法を検証し必要に応じ見直しを行う。

2. 国際的取り決めへの整合

科学的根拠に基づくリスク評価の結果に応じた植物検疫措置を実施する。

植物検疫の対象とする病害虫を明確化し、リスト化する。

植物検疫の対象とする病害虫は、国内未発生であるか、または、一部に発生し公的防除の対象となっているものであって、経済的な影響が大きいものとする。

植物検疫の対象とする病害虫の選定及び検疫措置の実施における基準等

植物検疫の対象とする病害虫の明確化とリスクに応じた植物検疫措置の導入の検討において、上記原則に基づき次のとおり基準等を設定する。

1. 植物検疫の対象とする病害虫の範囲

植物検疫の対象とする病害虫の範囲に係る基準は、以下のとおりとする。

我が国未発生であるか、または、一部に発生し公的防除の対象となっている病害虫(系統、バイオタイプ等を含む)であって、経済的な影響が大きいものであること

または、

我が国既発生であっても、経済的な影響が大きい我が国未発生ウイルス等を媒介する病害虫であること

2．新たに行う植物検疫措置

新たに行う植物検疫措置については、特に種苗類の輸入植物検疫において、肉眼を主体とした検査では発見が困難な病害虫を対象として、以下のとおり行う。なお、今後行うリスク評価の結果によっては、種苗類以外についても、必要に応じて、新たな植物検疫措置の導入を検討する。

輸入検査における高度検出技法を導入する。

輸出国での新たな植物検疫措置を導入する。

3．植物検疫の対象としない病害虫の範囲

植物検疫の対象としない病害虫の範囲に係る基準は、「我が国においてその生息可能な範囲に広く存在しており、国内農林業に新たな影響をもたらさない病害虫であること」とする。

4．リスク評価未了ないしは評価中の病害虫の扱い

植物検疫措置の科学的根拠となるリスク評価を、輸入植物検査における病害虫の発見頻度、対象病害虫が寄生・感染し得る植物の輸入量や輸出地域、病害虫に関する生物学的、生態学的情報等を総合的に勘案し優先順位付けをした上で実施する。実施中のリスク評価については迅速に完了する。既に実施済みのリスク評価についても必要に応じ再評価を行う。また、その結果の概要を、一般の方にもわかりやすく公表する。

文献上既知の病害虫であってリスク評価未了ないしは評価中のものは、順次リスク評価を完了し、その結果に応じて植物検疫上の取扱いを決定する。結果が確定するまでは、属レベル等で大括りするなどした上で必要な場合暫定的に植物検疫の対象とする。

未知の病害虫については、輸入植物検疫で発見され次第、暫定的に植物検疫措置を行う。併せてリスク評価を実施し、植物検疫上の取扱いを決定する。

【具体策】

上記「考え方の原則」及び「植物検疫の対象とする病害虫の選定及び検疫措置の実施における基準等」に照らして、今次、以下のとおり実施する。

1．輸入植物検疫の対象とする病害虫

輸入植物検疫の対象とする病害虫を明確化するため、以下の病害虫について、植物検疫の対象とすべきか検証した結果、約 900 種（系統、バイオタイプ等を含む）の病害虫が植物検疫の対象とすべきものの候補となっている。これらについて精査した上で輸入植物検疫の対象とする病害虫を決定し、リスト化して公表する。

従来重点的な植物検疫の対象としてきた病害虫(輸入禁止対象病害虫、栽培地検査要求対象病害虫、特定重要病害虫等)：約 200 種の候補

これまでの輸入植物検査において発見実績のある病害虫のうち、

- ・国内未発生の病害虫：約 400 種の候補
- ・国内未発生の系統がある病害虫及び国内未発生のウイルスを媒介する病害虫：約 140 種の候補（ただし、これらの候補についてはリスク評価の進捗度に応じて「4．リスク評価未了ないしは評価中の病害虫の扱い」に準じて取り扱うこともあり得る。）

（計約 500 種の候補）

一部の花き球根類、いも類、果樹類等について隔離栽培による検査の対象としてきた病害虫：約 200 種の候補

ただし、
、
、
の間で重複あり

2．新たに行う輸入植物検疫措置

植物検疫の対象とする上記の病害虫のうち、多くの病害虫については、現在それぞれに対して行われている植物検疫措置(輸入禁止、栽培地検査要求、輸入検査等)を維持することで必要なリスクの低減が図れる。しかし、種苗類に付着する一部の病害虫などについては、現行措置をもって十分なリスク低減をすることが困難であるため新たな植物検疫措置を講じる必要があることから、新たに次の植物検疫措置を実施する。

新たに輸入植物検査において高度検出技法（遺伝子診断など）を導入
・・・プラムポックスウイルス等数種を対象

輸出国へ新たな植物検疫措置（熱処理など）を要求・・・サドンオークデスの病原菌等3種を対象

新たに輸出国へ栽培地検査を要求・・・ポテトスピンドルチューバーウィロイド等3種を対象

現行の隔離検疫を継続（対象病害虫の明確化）・・・ピーチモザイクウイルス等約200種を対象

3．輸入植物検疫の対象としない病害虫

新たに植物検疫の対象としない病害虫について検討した結果、「我が国においてその生息可能な範囲に広く存在しており、同一種の中に我が国未発生の系統が存在したり、その病害虫により媒介される我が国未発生のウイルスが存在しないものとして、国内農林業に新たな影響をもたらさない」と判断される約280種類の病害虫が候補となっている。

これら候補について、関係者の理解を得た上で、順次、検疫の対象としない病害虫に追加する。あわせて、速やかに検査・同定体制を整備し、適切な運用が図られるよう措置する。

4．リスク評価未了ないしは評価中の病害虫の扱い

その他リスク評価が未了ないしは評価中の以下の病害虫については、「植物検疫の対象とする病害虫として扱うことができる」ものとして、暫定的に植物検疫の対象として規定する。

これまで輸入植物検査で発見されていないが、我が国に輸入されたことのある植物に付着して侵入する可能性がある病害虫（文献上既知の病害虫約800種）

これまで輸入植物検査で発見されたことがなく、かつ、に該当しない病害虫（未知の病害虫、種数不明）

なお、 については、今後数年で、順次リスク評価を実施し、植物検疫対象とすべきかどうか、また、肉眼を主体とした輸入植物検査でリスクの低減が可能かどうか等の検証を行って、植物検疫上の取扱いを決定する。 については、輸入植物検査で発見されるなど植物検疫措置の必要性が発生した時点でリスク評価を行い植物検疫上の取扱いを決定する。

見直しにあたっての留意事項

輸入植物検疫の対象とする病害虫の範囲及び輸入植物検疫措置に関する見直しの検討にあたって、以下について留意することとする。

- 1．地域差に着目した植物検疫上の取扱いについては、国内移動規制の実施が前提となるが、費用対効果の面から対象とすべき病害虫があれば検討する。
- 2．放射線照射について、植物検疫措置への適用に関する国際的議論に今後とも参加していく必要はあるが、我が国輸入植物に対する植物検疫措置への適用に関しては、他法令にも照らして慎重に検討することとする。
- 3．植物検疫の対象としない病害虫を追加する際には、輸入された植物類の品質管理や消毒実施体制の維持に関して、関係者に対し情報提供を行うなど適切に対応していくこととする。
- 4．今後とも的確な侵入警戒調査に努めるとともに、万一、検疫の対象とする病害虫が国内に侵入、まん延した際の的確な評価及びそれに基づく総合的な植物防疫対策を今後とも推進する。
- 5．生物多様性の保護等の自然環境保全の観点については、自然環境保全に関係する法令に基づいて適切に対応すべきであるが、植物防疫組織において対応できる分野があれば引き続き協力する。
- 6．我が国の輸入植物検疫制度の強化を進めるとともに、国際植物防疫条約（IPPC）における国際基準の策定への参画を通じて、国際的な植物検疫の強化に貢献する。

輸入検疫の対象とする病害虫の範囲について (イメージ)

リスク評価完了	<p><u>我が国農作物に被害を及ぼす可能性の特に高い病害虫</u></p> <p>輸入禁止(必要に応じて強化) 栽培地検査要求(必要に応じて強化)</p>	検疫の対象
	<p><u>被害を及ぼす可能性の高い病害虫(肉眼検査で発見が困難)</u></p> <p>新たに、水際検査へ高度検出技法を導入 新たに輸出国における精密検定、病害虫無発生地域の設定などを要求 隔離検疫の強化</p>	
	<p><u>被害を及ぼす可能性の高い病害虫(肉眼検査で発見が容易)</u></p> <p>・肉眼を主体とした水際検査</p>	
	<p><u>被害拡大の可能性がない病害虫</u></p> <p>・非検疫病害虫</p>	検疫の対象外
リスク評価未了	<p><u>日本の検疫で未確認の病害虫</u></p> <p>侵入する可能性が考えられる病害虫について、優先順位付けの上順次リスク評価を行い、検疫上の取扱いを決定 万一発見された場合、暫定的に消毒、廃棄等の検疫措置を行うとともにリスク評価を実施して検疫上の取扱いを決定</p>	暫定的検疫対象